

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社アドバンスクリエイト			コード	8798				
提出日	2025/12/2	異動（予定）日		2025/12/18					
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役及び社外監査役の選任議案が付議されるため。								
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）									

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	桜井 洋二	社外取締役	○							△							有
2	島津 朝子	社外取締役	○													○	有
3	小坂田 成宏	社外取締役	○													○	有
4	篠原 秀典	社外取締役										○					新任
5	成川 淳	社外取締役									○						新任
6	三田 与志雄	社外監査役	○													○	有
7	福田 泰明	社外監査役	○													○	新任

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	主要な取引先であります東京海上日動あんしん生命保険株式会社において2020年3月まで取締役を務めておりました。	損害保険会社、生命保険会社において企業経営に携わった豊富な経験と高い見識から、当社事業運営に際し有用な意見、助言をいただけるとともに、社外取締役として業務執行の監督に充分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。
2		キャプティブ保険法に関する弁護士（米国）としての経験と専門知識を有しております、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。
3		企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しております、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。
4		
5		
6		公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門知識を有しております、当社の内部統制システム構築に対する助言・提言を含めて、適切な監査を行っていただけるものと判断し、独立役員としております。
7		公認会計士・税理士として、会計と税務に関する豊富な経験と専門知識を有しております、当社の内部統制システム構築に対する助言・提言を含めて、それらの経験と知識を当社における監査に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。

## 4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。